

# 利用者の状態に大きな変更が見られず、サービス内容の変更がない場合のサービス担当者会議の取り扱いについて

令和8年4月\_高齢者あんしん課 介護認定係

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----



介護支援専門員は、**ケアプランの実施状況**（サービスの提供状況や利用者及び利用者を取り巻く環境の変化の有無など）の**確認**を行い、**評価と継続的なアセスメント**を行う。  
この継続的なアセスメントが再アセスメントである。

## モニタリング

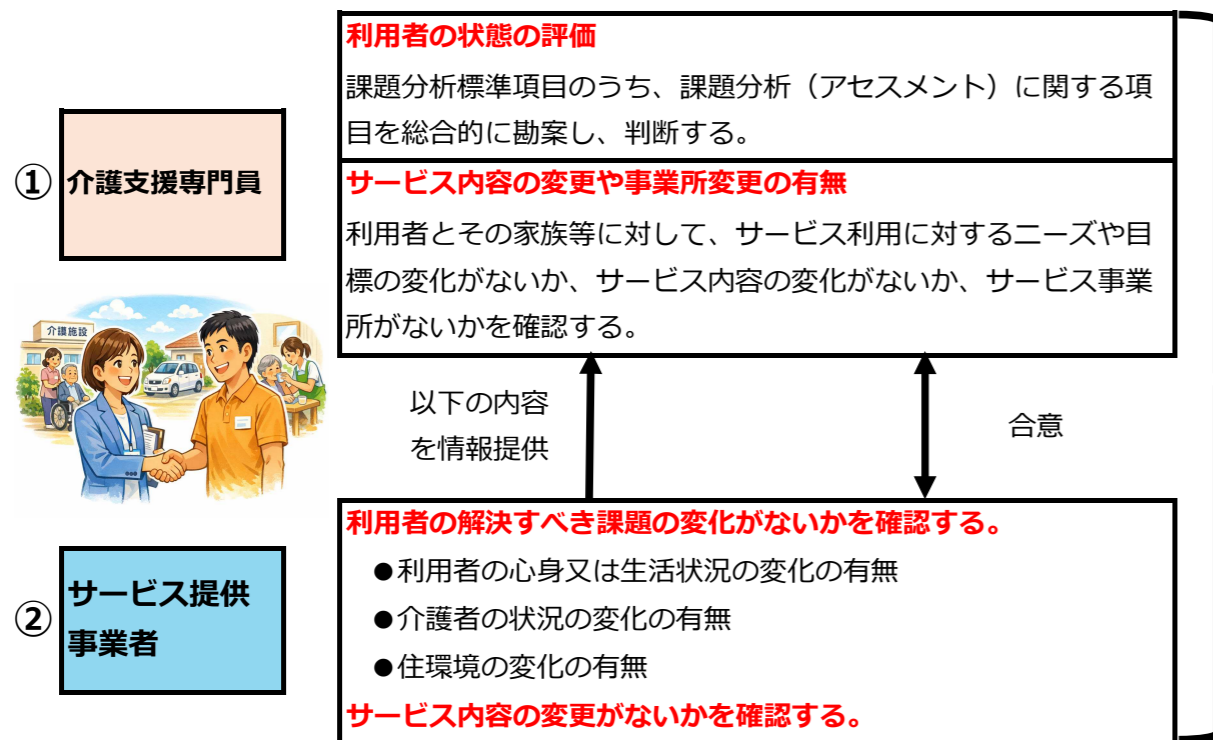


**居宅サービス計画書（2）の記載例**

長期目標	(期間)	短期目標	(期間)
	R8.4.1 ～ R9.3.31		<del>R8.4.1</del> ～ <del>R8.9.30</del> <b>R8.10.1</b> ～ <b>R9.3.31</b> <b>(利用者同意日)</b> <b>R8.8.20</b>

サービス提供事業者も、介護支援専門員から交付されている居宅サービス計画書（写）に同様に記載する。

利用者の状態に大きな変更が見られず、サービス内容の変更がない場合の取り扱いについては、まずはモニタリングを踏まえ、サービス提供事業者の合意がある場合は、サービス担当者会議の開催は不要とします。※以下に手順を示しています。



**③ 介護支援専門員**  
『①・②を総合的に判断して、利用者の状態に大きな変更が見られず、サービス内容の変更がない場合は、サービス担当者会議の開催は必ずしも実施しなくても良い。』と最終的に判断をする。

**④ 介護支援専門員**  
第5表 居宅介護支援経過に、  
(1) モニタリングを通じて把握した①・②を記載する。  
(2) サービス提供事業者と合意形成したことを記載する。  
(3) 軽微な変更と判断した根拠を記載する。  
(4) 「利用者同意日」を記載する。  
(5) 「サービス提供事業者に連絡した日」を記載する。

〔上記（3）の記載例〕短期目標終了に伴うケアプランの軽微な変更  
再アセスメントの結果、ケアマネジメントの一連の業務を行う必要性が低いため、短期目標を長期目標の期間まで延長することとし、利用者に同意を得た。  
サービス提供事業者に、軽微な変更としてケアプランを取り扱うことを連絡し、合意する。

**⑤ サービス提供者**  
サービスの提供の記録に、  
(1) ②を記載する。  
(2) 介護支援専門員から軽微な変更としてケアプランを取り扱うこととの連絡があったことを記載する。

介護支援専門員がサービス提供事業者へ周知した方が良いと判断されることがある場合などについては、サービス担当者会議を開催することを制限するものではない。

【参考資料】  
介護保険最新情報Vol.9 5 9（居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて）